



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2018.4 82号

第 82 回 通常組合会

平成 30 年度事業計画、歳入歳出予算を承認 組合会議長に秦野議員、副議長に井田議員を選任

平成 30 年 3 月 18 日（日）午後 1 時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6 D」において、第 82 回通常組合会が開催された。改選後初めての組合会となるため、点呼時に各議員の挨拶があった。引き続き宮下均常務理事より役員を紹介がなされ、開会の辞へと続いた。

仮議長には前議長の中屋敷修議員（岩手県支部）を選出し、日程の一部を変更し、第 1 号案 議長・副議長の選任が上程された。議長・副議長の選出は協議方式とし、組合会を暫時休憩して、各地区より推薦された地区代表議員により協議された。その結果、議長には鳥根県支部の秦野真治議員、副議長には滋賀県支部の井田治彦議員を選出し、その後再開された組合会で全員挙手により承認された。

新議長のもと、議事録署名人に青森県支部の小林敏彦議員を指名し、議案へと入った。平成 30 年度保険料賦課額、規約の一部改正、平成 30 年度事業計画、及び平成 30 年度歳入歳出予算について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。



■開会の辞（要旨）

鈴木哲男副理事長

本日の組合会では、第 1 号から第 7 号まで議案を提出しております。

歳入歳出決算については監督官庁である栃木県へは報告のみですが、予算については栃木県の承認が必要となる非常に重要な案件です。皆様の慎重審議をお願いいたします。

議事

第1号議案 議長・副議長選任の件

齊藤愛夫専務理事

中屋敷仮議長のもと、日程を一部変更して、第1号議案 議長・副議長の選任が上程された。齊藤専務理事より議長・副議長の選任方法について説明があり、協議による選任となった。続いてA、B、C地区の組合会議員から選出された6名からなる地区代表議員会で協議、選出し、組合会の承諾を得て決定する旨の説明があった。



地区代表議員（青森県支部・小林敏彦議員、新潟県支部・松崎正樹議員、岐阜県支部・後藤幸央議員、福井県支部・岸本敏郎議員、香川県支部・松岡利安議員、徳島県支部・影本博一議員）の選出後、組合会を暫時休憩し、別室にて地区代表議員会を開催した。委員長に前副議長の松岡議員を選出し、慎重な協議の結果、議長に秦野議員、副議長に井田議員を選出した。その後再開した組合会にて承認を謀り、全員挙手で新議長・新副議長が選ばれた。

■議長・副議長挨拶（要旨）

秦野議長（鳥根県支部）

もとよりこうして人前で話すのは、非常に苦手としております。不慣れな点、不手際もあることと思っておりますが、副議長の井田先生に助けていただきながら精一杯務めて参る所存です。組合会のスムーズな進行にご協力お願いいたします。



秦野議長



井田副議長

井田副議長（滋賀県支部）

浅学非才の私が、このような大役を仰せりつかまりました。皆様のご支援のもとに頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■理事長挨拶

三塚憲二理事長



化をはかるものです。

2065年には、人口が現在の1億2000万人から8500万人へと減少し、超少子高齢人口減少社会となることが予測されています。そこで国は、約42兆円と増大した医療費や現役世代の負担増などの国民健康保険の抱える構造的な課題の解決への施策を進めるために、国民皆保険を将来にわたり担保する目的で、持続可能な医療保険制度を構築するための国保制度改革を30年度より開始します。これは、各都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保などの国保運営の中心的な役割を担うことになり、市町村の負担を軽減し、制度の安定化を行い、健康づくりの推進などにより医療費の適正

その様な制度改革が進むなか、全国歯科医師国民健康保険組合も厳しい運営が求められています。我が国の超少子高齢人口減少社会の波は当組合においても顕著で、現在の被保険者数65,046名（平成29年12月末）のうち、1種本人11,397名（一般）の65歳以上の高齢者の占める割合は22%にのぼり、10年前の平成20年と比較すると10ポイント以上の上昇があり高齢化が進み、それに伴い医療費が増加していきます。加えて、30歳から49歳の若年者の占める割合は25.5%で、10年前と比較すると16ポイント減少し、総被保険者数2,500名弱の減少と併せて厳しい局面を迎えています。

医療を提供しながら、国民健康保険組合を運営している私たちは、健康寿命に関わる部分で言えば最前線にいるのではないのでしょうか。だからこそ、無駄な出費は抑えつつ、保健事業の充実を図っていきたい。30年度から保険者機能の強化をはかるために第2期データヘルス計画が始まります。その中で、予防健康づくりに向けたインセンティブ事業として、全国歯は国の特別調整補助金を用いての、がん検診事業を実施し医療費適正化と健康管理に努め、また、各支部での特定健診受診率・特定保健指導実施率向上のための対策を講じる必要があると考えています。

また、28年度から国庫補助率の見直しがはかられました。全国歯は30.0%の補助率となっていますが、特別調整補助金を用いての激変緩和措置により、5年間かけて段階的な見直しが行われています。その後の補助率を再決定するため30年度に新たに所得調査を行います。従って、各支部に新たな負担を強いることとなりますが、この対応のためにご協力をお願いし、再調査を進めなければなりません。この調査は次年度事業の最重要課題としての位置づけと認識し、速やかな情報の収集と周知を進めたいと思います。

全国歯は30年4月に創立40周年を迎えます。7月には京都において記念式典などを挙行されます。これを一つの節目として、先人の先生方に感謝をしつつ次の世代に向けて、更に安定した組合運営と保健事業の充実をはかり、健康管理・増進に努めたいと考えています。組合員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

第2号議案 平成30年度保険料賦課額(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

保険料賦課額については、平成29年度の単年度決算の黒字の見込み、平成30年度保険料賦課額の算定方法について詳しい説明がなされた後、全員挙手により可決承認された。

【基礎賦課額】

基礎賦課額について、平成28年度の国庫補助見直しと平成29年度の単年度収支において黒字が見込まれるために、平成29年度と同様に据え置き。

しかし、組合特定被保険者(適用除外該当者)の国庫補助率16.2%は、一般被保険者の30.8%と差異があるため、平成30年度より、医療法人(各医療機関ごと)の所得割賦課額については、月額32,500円(年額390,000円)に改正。ただし、直近事業年度の医療収入がわかる書類を添付し調定変更申請することができるし、申請は当該年度の6月末までに1回とする。

【後期高齢者支援金等賦課額】【介護納付金等賦課額】

後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金等賦課額について、社会保険診療報酬支払基金より示された概算納付額は前年度より増となっているが、平成28年度の国庫補助見直しと平成29年度の単年度収支において黒字の見込みのために、据え置き。

第3号議案 財産の処分(滞納保険料の不納欠損処理)(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

保険料滞納者のうち死亡が確認されている者及び行方不明者16名の滞納額3,965,172円について、財産を処分(不納欠損処理)する旨の説明があり、全員挙手により可決承認された。

支部	滞納者状況	滞納額
山梨県	死亡	458,100
青森県	行方不明	370,500
	行方不明	166,888
	行方不明	152,757
	死亡	101,400
	死亡	65,000
	死亡	55,400
	死亡	32,200
	死亡	155,600
死亡	152,400	
富山県	行方不明	234,900
京都府	行方不明	683,000
山口県	死亡	563,241
徳島県	行方不明	539,186
新潟県	行方不明	188,700
岩手県	行方不明	45,900
16名		3,965,172円

第4号議案 規約の一部改正(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

平成30年度の新事業として出産手当金の支給を実施する。それに伴い規約の一部を改正(案)する旨の説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

全国歯科医師国民健康保険組規約一部改正 新旧条文比較対照表

(太字下線部分が改正部分)

新	旧
第3章 保険給付	第3章 保険給付
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第13条 (略)	第13条 (略)
(葬祭費)	(葬祭費)
第14条 (略)	第14条 (略)
(傷病手当金)	(傷病手当金)
第15条 (略)	第15条 (略)
<u>(出産手当金)</u>	
<u>第15条の2 組合は、被保険者である組合員が</u> <u>出産したときは、産前6週間、産後8週間にお</u> <u>いて業務に服さなかった期間、1日につき1,500</u> <u>円を組合員の申請により支給する。</u>	
<u>ただし、支給期間は90日を限度とする。</u>	
<u>(傷病手当金と出産手当金との調整)</u>	
<u>第15条の3 傷病手当金を支給する場合におい</u> <u>て、その期間、出産手当金は、支給しない。</u>	
第3章 保健事業	第3章 保健事業
第16条～第17条 (略)	第16条～第17条 (略)
<u>附 則</u>	
<u>1. この規約は、平成30年4月1日から施行</u> <u>する。</u>	
<u>(第15条の2 出産手当金の追加)</u>	
<u>(第15条の3 傷病手当金と出産手当金との調</u> <u>整の追加)</u>	

第5号議案 平成30年度事業計画(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

平成30年度事業計画(案)についての説明のあと、採決に入り全員挙手により可決承認された。

I 概況

1. 平成30年度は、6年に1度の診療報酬、介護報酬の同時改定が行われる年であり、また、国保制度改革が始まる重要な節目の年に当たる。

- (1) 平成30年度の国保制度改革について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づき、平成30年4月から施行される国保制度改革は、国民皆保険体制が達成されて以来の大改革と言われている。都道府県が国保財政運営の責任主体となり、市町村とともに保険者になる。都道府県が保険者になるということは保険者が医療提供体制の責任者になる。また、財政運営が都道府県単位になるということは、都道府県内で保険料率の統一が可能となる。

- (2) 国保制度改革の効果

- ① 国保の財政運営が市町村から都道府県に拡大したことにより、多様なリスクを都道府県全体で分散し、急激な保険料上昇が起きにくくなる仕組みになる。併せて、都道府県が医療保険と医療提供体制の両面をみながら地域の医療の充実を図り、効果的かつ質の高い医療を提供できるようになる。
- ② 医療費の支払いは実質的には都道府県が担い、年度末に繰入の必要性が大幅に減少し、市町村の保険財政が安定する。
- ③ 国保実務の効率化、平準化を都道府県が後押しし、市町村の事務執行の効率化、コスト削減、標準化が図られる。
- ④ 健康づくりの推進により医療費の適正化に繋がる。

- (3) 介護納付金の総報酬割の導入

平成29年2月7日、介護保険関連法改正案を閣議決定したことにより、負担能力に応じた負担とする観点から、総報酬割部分を平成29年8月分から2分の1(年度全体で3分の1)となり、平成30年度2分の1、平成31年度4分の3、平成32年度には全面総報酬割となる。

II 事業運営の方針

1. 医療保険制度改革関連法により平成28年度から、定率補助率が5年間かけて段階的に引き下げられている。当組合は、平成26年度所得調査の結果、22%組合に位置付けられたが、組合員の協力を頂き、再度、平成27年度に所得調査をした結果、課税標準額が前回よりも38万円ほど下がり約159万円となった。このことによって、当組合は国庫補助率30%組合となった。

激変緩和措置により、国庫補助率の引き下げは段階的に実施され、平成30年度の国庫補助率は、一般被保険者の療養給付費に対して国庫補助率32%→30.8%、組合特定被保険者の後期高齢者支援金・介護納付金に対しての国庫補助率は16.4%→16.2%となる。

特別調整補助金による激変緩和措置により、①組合特定被保険者の割合が少なく交付要件(30%未満)を満たしている組合に補助の削減額の1/4に相当する額を補助、②支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が多く交付要件(30%以上)を満たしている組合に補助の削減額の1/4に相当する額を補助する。以上2項目は、重複して受けることが可能となっている。

平成29年度見込では、①の組合特定被保険者の割合が30.99%となり激変緩和措置における特別調整補助金の交付を受けることが出来なくなったが、②の支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援

金の割合は33.24%となり、激変緩和措置における特別調整補助金の交付を引き続き受けることが出来る見込みとなった。

上記のことにより、平成30年度も、②についてのみ特別調整補助金について予算化し、保険料賦課額については、すべて据え置きとして、予算化することとした。

平成30年度は、所得調査(市町村民税の課税標準額の調査)実施の年をむかえる。この調査で、今後の当国保組合に対する国庫補助率が再度算定される。現在、当国保組合は、国庫補助率30%組合となっており、激変緩和措置により療養給付費の30.8%の国庫補助が歳入に入っている。平成30年度の所得調査の結果によっては、今後の国庫補助率が大幅に減となり、被保険者の皆様の保険料に大きな影響、保健事業などの縮小などに繋る恐れがある。被保険者の所得調査に協力してもらえるように、周知徹底を図る。

保険給付について、平成30年度より出産手当金の支給を開始する。対象者は、組合員である被保険者が出産したときに産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった期間に、1日に1,500円を支給するが、支給期間は90日を限度とする。

保健事業について、平成30年度よりがん検診事業を実施する。対象者は、1種組合員(後期高齢者を除く)、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員のうち、がん検診受診日において40歳以上である者とする。ただし、胃がん健診(胃内視鏡検査)にあつては満50歳以上、子宮頸がん検診にあつては満20歳以上とする。

基幹システムについては、社会保障・税番号制度、オンライン資格確認、高額療養費制度の改正等への対応、サーバ及び端末等のWindows7のサポート終了に備えた準備を行なう。

報酬・給与等審議会を立ち上げ、職員の退職金等の適正について、諮問する。

当組合は、平成30年4月に創立40周年を迎える。これからも、保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を実施し、時代に適応した組合運営に向けて最善の努力をして参りたい。

Ⅲ 実施事業

※平成30年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費等の支給、保健事業の詳細については、申請方法と合わせ p.16 より詳しくお知らせ

1. レセプト点検の実施

連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行うとともに、費用対効果の効率化に努める。

2. 広報活動

(1) 組合報の発行 (2) ホームページの活用

3. 所得調査の実施

国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査の実施。

4. 創立40周年記念行事の実施

創立40周年記念式典・祝賀会の開催及び記念誌「四十年史」の発刊。

Ⅳ 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

V 事務研修会の開催

(1) 支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために研修会を開催する。

(2) 東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化及び効率化に資するために研修会を開催する。

VI コンプライアンス研修会の開催

法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画に基づき、研修会を開催する。

VII 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

VIII 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第6号議案 平成30年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

平成30年度歳入歳出予算(案)について説明があり、全員挙手にて可決承認された。

平成30年度 歳入歳出予算書総括表

歳入		(単位：千円)		
款	本年度予算額	前年度予算額	比較	
1. 国民健康保険料	12,773,027	12,782,520	- 9,493	
2. 使用料及び手数料	1	1	0	
3. 国庫支出金	4,098,497	4,217,177	- 118,680	
4. 前期高齢者交付金	2	2	0	
5. 共同事業交付金	227,394	275,741	- 48,347	
6. 財産収入	18,792	18,148	644	
7. 繰入金	7	15,806	- 15,799	
8. 繰越金	2,000,000	1,500,000	500,000	
9. 諸収入	38	607	- 569	
歳入合計	19,117,758	18,810,002	307,756	

【国民健康保険料】

・保険料収入（医療給付費分保険料）において、医療法人の所得割賦課額改正により、所得割賦課額は前年比より 26,770,000 円増を見込んでいるが、均等割賦課額は義務教育者減免保険料額増加や被保険者数減少により、22,008,000 円減が予測される。医療給付費分保険料収入の合計は、8,889,206,000 円。近年は保険料の値上げにより、医療給付費の決算額については予算額内に収まっている。

・後期高齢者支援金の収入額は、対前年比より 19,738,000 円減と予測されるが、全体に及ぼす影響は少ないとみている。一方、介護納付金賦課額は 3,323,000 の増。40 歳以上の組合員の増加により保険料収入も増える予測。後期高齢者賦課額増加についても同じことが言える。

・保険料全体としては、前年比より 9,493,000 円減の 12,773,027,000 円を予算計上。



【国庫支出金】

・療養給付費補助金は、定率分補助が平成 29 年度の 31.2% から平成 30 年度は 30.8% に変更するため、前年比より 39,902,000 円減。

・後期高齢者支援金補助金・介護納付金補助金については、定率分補助が平成 29 年度 31.2% から平成 30 年度 30.8%、組合特定被保険者については 16.3% から 16.2% に補助率が変更される。後期高齢者支援金補助金は 950,615,000 円で前年比より 1,047,000 円増、介護納付金補助金は 463,722,000 円で前年比より 26,502,000 円減。

・特別調整補助金は、保険者機能強化分と激変緩和措置分を合わせ、102,677,000 円を見込み、前年比より 17,596,000 円増。

・国庫支出金全体としては、118,680,000 円減の 4,098,497,000 円の予算を計上。

歳出

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 組合会費	17,891	19,430	- 1,539
2. 総務費	656,522	707,494	- 50,972
3. 保険給付費	8,703,316	8,437,608	265,708
4. 後期高齢者支援金等	3,617,897	3,535,515	82,382
5. 前期高齢者納付金等	2,597,645	2,558,049	39,596
6. 老人保健拠出金		51	廃止
7. 介護納付金	1,681,579	1,736,133	- 54,554
8. 共同事業拠出金	325,360	413,915	- 88,555
9. 保健事業費	660,620	388,995	271,625
10. 積立金	38,137	542,497	- 504,360
11. 諸支出金	1	1	0
12. 予備費	818,790	470,314	348,476
歳出合計	19,117,758	18,810,002	307,756

・総務費全体として 656,522,000 円、前年比より 50,972,000 円減の予算を計上。

・保険給付費は新設の出産手当金を含み 8,703,316,000 円とし、前年比より 265,708,000 円増の予算を計上。

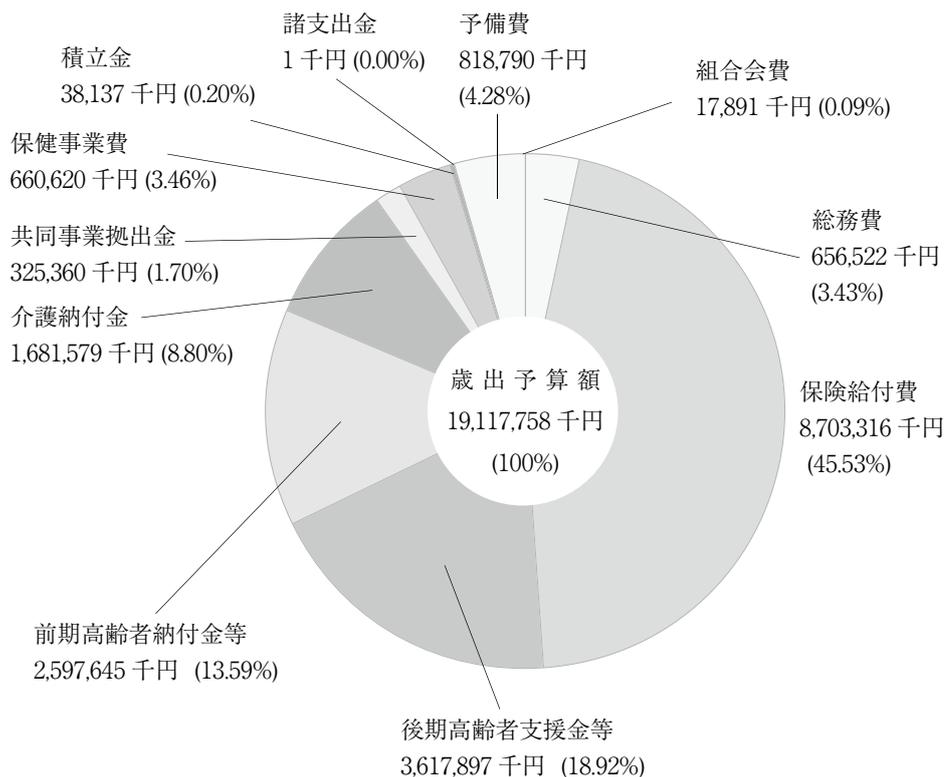
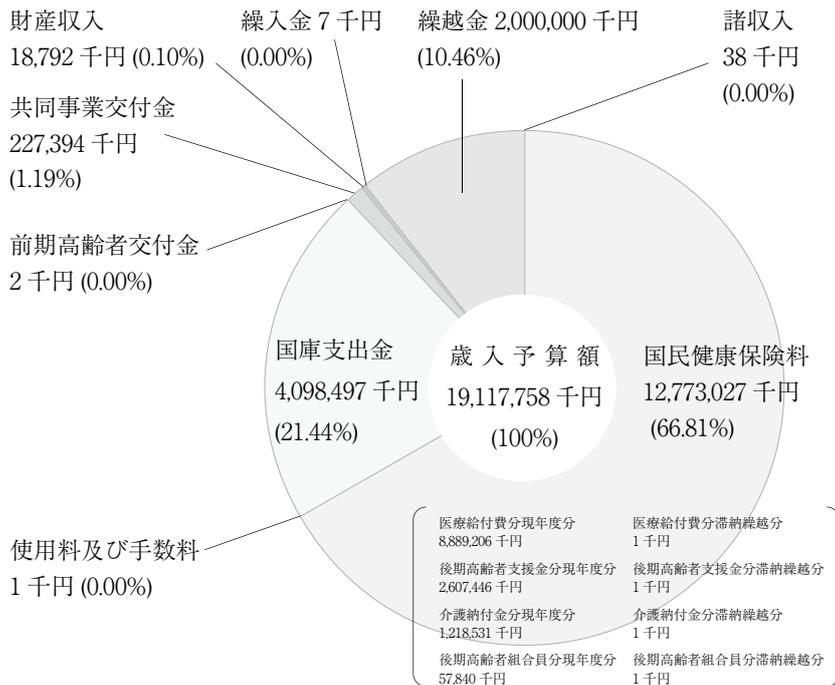
・後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金は国が決定した金額を支払うため、決定金額から国庫補助金、特別調整補助金を差し引いたものを組合員へ負担をお願いしている。

・保健事業費は、増額になった支部交付金、新設のがん検診事業を含み 660,620,000 円とし、前年比より 271,625,000 円増の予算を計上。

【平成 30 年度予算について】

・平成 30 年度予算は前年度比 307,756,000 円増の予算計上。

平成 30 年度 各款別構成割合



第7号議案 職員退職手当積立金の処分(案) について議決を求める件

齊藤専務理事

職員退職に伴う職員退職手当を支給するため、職員退職手当積立金の一部を処分することについて趣旨説明の後、可決承認された。

職員退職手当支給額 4,696,677 円

■全国歯科医師国民健康保険組合表彰特別功労賞

宮下常務理事より、特別功労賞を受賞される尾上徹相談役（前理事長）の紹介があり、引き続き三塚理事長より表彰状と記念品を贈呈し表彰した。



宮下常務理事

全国歯科医師国民健康保険組合表彰規程
第5条 一 組合理事長を務め、顕著な功績のあった者に特別功労賞と記念品を贈呈する。



尾上徹先生（相談役）

【本部関係】

昭和62年 4月～平成 3年 3月 組合会議員
平成 7年 4月～平成 7年 9月 組合会議員
平成20年 4月～平成22年 3月 常務理事
平成22年 4月～平成25年 7月 副理事長
平成25年 8月～平成29年 7月 理事長
平成29年 8月～現在相談役

【支部関係】

昭和58年 4月～平成 3年 3月 京都府支部理事
平成 3年 4月～平成 7年 3月 京都府支部副支部長
平成 7年 4月～平成 7年 9月 京都府支部支部長
平成20年 4月～平成29年 7月 京都府支部副支部長

尾上徹相談役の挨拶（要旨）

理事長として大したことはしていませんのに、このような栄誉ある表彰をいただき、誠にありがとうございます。

国保組合というのは、本質的には知識の組織である、と自覚しております。長年培ってきた特別な知識の塊を、生産的なものに変更していく重要な存在だと思っています。今日の組織は明日の組織ではなく、組織づくりというのは毎日が組織づくりであるという有名な名言もあります。また真の知識というのは、行動を伴ってはじめて光るものである。行動を伴わない知識というものは知識というに足らず、と言われていました。

有名な漢詩では、歳月は人を待つものではないから、学ぶべき時によく励んで十分勉強しておかなければいけない、と読まれています。不勉強な私が2期4年間なんとか理事長を務められたのは、皆様の公私に渡るご支援があったからこそです。深く感謝を申しあげます。更に英知を傾けた皆様方の組織作りを、見守っております。本当にありがとうございました。

報告事項

〔全国歯関係〕

●法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の一部改正（齊藤専務理事）

標記実践計画は法令遵守体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、「平成29年度の実践計画」を「年度ごとの実践計画」と改正。（平成30年4月1日から施行）

●表彰規程の一部改正（齊藤専務理事）

役員任期期間改正に伴い、表彰状と推薦基準の一部を改正。（平成29年12月1日から施行）

●保険料減免取扱規程の一部改正（齊藤専務理事）

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の住民が、震災発生後、全国歯の被保険者になった者に対する保険料減免期間を1年延長して、97カ月間と改正。

●保健事業費交付基準の一部改正（齊藤専務理事）

交付額の定額部分、被保険者割分の一部改正。（平成30年4月1日から施行）

●職員就業規則・職員給与規程の一部改正（齊藤専務理事）

- ・表彰・制裁の一部改正平成29年12月1日から施行
- ・管理職手当の一部改正平成30年4月1日から施行
- ・期末手当の一部改正（平成30年4月1日から施行）

●平成29年度支部指導監督について（齊藤専務理事）

平成29年度は5支部（鳥根、鳥取、滋賀、京都、長野）において実施。いずれも大きな問題は無く、良好な運営を行っていると思われたが、より一層の事務の効率化・適正化を図るために「支部規約の整備」「議事録の整備」「通帳、公印等の適正管理」などについて所用の対応をお願いした。

●平成30年度支部指導監督実施予定

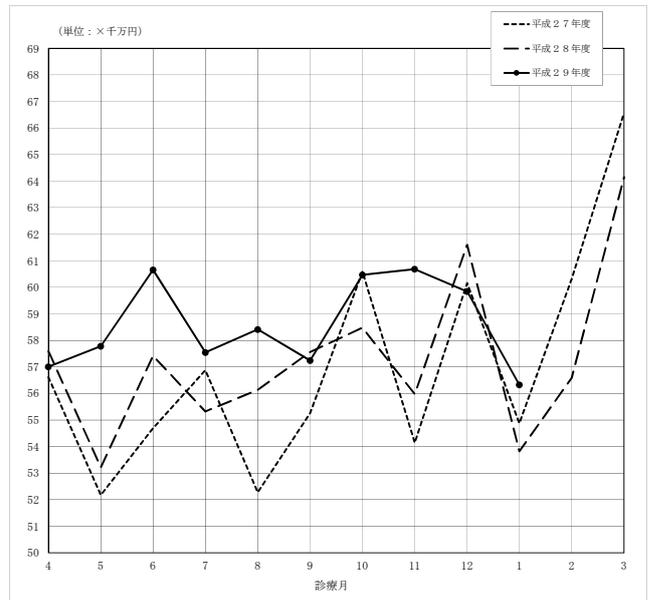
- 10月18日（木）山梨県支部
- 11月8日（木）徳島県支部
- 11月9日（木）高知県支部
- 11月20日（火）富山県支部
- 11月21日（水）福井県支部

●平成29年度療養給付費の状況について（鈴木聖次常務理事）



療養給付費は、1か月平均6億弱歳出している。平成29年度のうちまだ2か月分を残し、1月が終わった時点で58億5969万円。毎年2月3月においては給付額が大きな伸びを見せるが、平成29年度予算の71億7700万以内に収まる歳出を見込んでいる。

診療月	平成27年度 A	平成28年度 B	伸率B/A	平成29年度 C	伸率C/B
4月	566,153,671	575,961,470	1.73	570,076,132	▲ 1.02
5月	521,732,610	532,194,136	2.01	577,803,781	8.57
6月	546,905,543	574,201,571	4.99	606,597,162	5.64
7月	568,779,651	553,242,617	▲ 2.73	575,458,600	4.02
8月	522,754,500	561,381,252	7.39	584,132,653	4.05
9月	552,571,347	575,644,305	4.18	572,431,390	▲ 0.56
10月	605,900,026	584,778,613	▲ 3.49	604,696,399	3.41
11月	541,426,783	559,768,204	3.39	606,818,270	8.41
12月	601,599,930	615,960,245	2.39	598,407,561	▲ 2.85
1月	548,796,472	538,189,450	▲ 1.93	563,277,617	4.66
2月	603,107,901	565,871,089	▲ 6.17		
3月	665,675,947	641,464,968	▲ 3.64		
合計	6,845,404,381	6,878,657,920	0.49	5,859,699,565	▲ 14.81
年間平均月額	570,450,365	573,221,493	0.49	585,969,957	2.22
10か月平均月額	557,662,053	567,132,186	1.70	585,969,957	3.32



●平成 30 年度会議予定表について

平成 30 年度 会議予定表

平成 30 年 3 月 18 日 現在

年	月	日 (曜)	会議名	時間	場所
30 年	5 月	23 日 (水)	第 1 回常務会	13:00	東京事務所
	6 月	20 日 (水)	第 1 回監事会	15:00	東京事務所
		27 日 (水)	第 1 回理事会	10:00	フクラシア東京ステーション
	7 月	20 日 (金)	職員事務研修会	13:00	ハートンホテル京都
		21 日 (土)	第 2 回常務会	11:00	ウェスティン都ホテル京都
			第 1 回議長団打合会	12:00	
			第 83 回通常組合会	13:00	
			コンプライアンス研修会	15:45	
			創立 40 周年記念式典	17:00	
創立 40 周年記念祝賀会	18:00				
8 月	22 日 (水)	東京事務所事務研修会	10:00	東京事務所	
10 月	17 日 (水)	第 3 回常務会	13:00	東京事務所	
11 月	14 日 (水)	第 4 回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション	
		第 2 回理事会	13:00		
31 年	2 月	20 日 (水)	第 5 回常務会	13:00	東京事務所
		第 2 回監事会	15:00		
	3 月	6 日 (水)	第 3 回理事会	13:00	フクラシア東京ステーション
		31 日 (日)	第 6 回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション
第 2 回議長団打合会	12:00				
第 84 回通常組合会	13:00				

〔全歯連関係〕

平成 29 年度第 2 回全歯連通常総会 (2/28) について (山下喜世弘副理事長)

全歯連の山口誠一郎会長より、全歯連の役割を踏まえ、どこの地区、どこの組合の理事長 (全国歯支部長) が会長になっても、持続可能となる財政運営が出来る方向性を検討してほしい主旨の諮問があり、積立金ワーキンググループ (座長：三塚憲二) は 5 項目について答申書を提出した。



- ①会費・・・補助率が異なるなど組合運営環境の変化により、会費については協議の対象とできず、全歯連のあり方とともに次期執行部へ申し送り事項とする。
- ②積立金額・・・新執行部が運営可能な体制が図られるように、1000 万円を目安とした。
- ③繰越金・・・予算編成に可能な額 400 万円。
- ④予備費・・・臨時理事会や委員会等の開催のため 200 万円。
- ⑤交付金・・・250 万円 (今回は交付金の取り扱いとはせず、補助金として取り扱う。所得調査情報やマイナンバー連携の補助等。)

また選挙規則の一部改正については、立候補の届け出は選挙期日の 10 日前の正午とする。但し、末日が土、日、祝日の場合は、その末日の翌日とする。

事前質問

質疑応答の要旨

Q 国はデータヘルスなどの事業に取り組む保険者などにインセンティブを与えている。山梨県支部では、本部からの支部交付金だけでは十分な保健事業が行えず、追加で支部の積立金を取り崩し、財源もだいたい厳しくなっている。

保健事業に力をいれていく旨の理事長の挨拶もあり、平成30年度は支部保健事業交付金予算も組合全体で3,000万円増額となっている。今後も支部に対して、医療費の適性化を目的として保健事業に対する支部交付金の増額を要望する。

また、がん検診に国庫補助がつくとのことで、支

部でも組合員の健康管理により一層努める予定だが、事務的な負担増にもなり得る。インセンティブとして支部への補助も検討いただきたい。

(山梨県支部 三森幹夫議員)

A がん検診事業の資金については、節目検診事業と同様、がん検診概算交付金を支部へ交付するが、平成30年度は事業初年度のため、半年後に交付し、平成31年度は従来の節目健診事業と同様に年度初めに概算交付をする予定としている。

確かに事務職員への負担は大きくなる可能性があるが、新規事業のため現在のところ支部へのインセンティブについては考えていない。しかし今後の実施率を勘案して検討していきたい。

(齊藤専務理事)

Q 特定健診の受診率が市町村などの地域国保では50%以上なのに比べ、全国歯では20%ほど、特定保健指導はほぼ0に近い。今後国からのペナルティーも危惧される。特定健診の受診率向上と保健指導への取り組みについて、対策を伺いたい。

(山梨県支部 三森幹夫議員)

A 特定健診・特定保健指導については、平成30年度から第三期特定健康診査等実施計画が始まり、平成35年度の計画終了時点において、国保組合の目標値である健診実施率70%、保健指導実施率30%の達成が必須とされている。

支部単位で見ると長野県が38%、高知県が36%と比較的高い支部はあるが、全国歯全体では20%前後

であり、全歯連平均39%と比較すると低い水準となっている。

受診率向上のため、新潟県支部より要望のあった「受診券」の早期発券について、発行委託先の栃木県国保連合会と対応を協議し、平成30年度より4月上旬には対象者に届くように対応している。特定保健指導については、特定健診当日に特定保健指導の初回面接ができるよう、受診券+利用券の「セット券」を平成31年度に向けて発行できるよう準備している。

なお、ある支部では、支部健診事業の「労安法に基づく定期健康診断（事業主健診）」で、特定健診としても実施できるよう、健診機関との契約の見直しを行っているところもあり、各支部で様々な対策をして頂いている。

(齊藤専務理事)

■閉会の辞（要旨）

7月21日に京都で40周年記念式典があります。ちょうど祇園祭のあと祭りで暑い日になると思いますが、多くの方のご参加をお願い致します。

本日は、長時間ご苦労さまでした。

芦田欣一副理事長



新潟県支部

新潟県支部は、昭和33年4月1日に新潟県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和53年4月1日の全国歯科医師国民健康保険組合創設と同時に加入しております。

支部単独事業として、1種、2種、3種組合員本人と1種組合員の配偶者（歯科医師国保の被保険者）及び後期高齢者組合員とその配偶者（歯科医師国保の被保険者）に健診補助を実施しており、節目健診の対象者

も合わせると、例年、約1,600名が健康診断を受けております。これからも、組合員の健康保持・増進のため、特定健康診査の受診率向上も含め、より充実した内容を検討してまいりたいと思います。

さて、新潟県支部は新潟県内の国保組合である、新潟県医師国保組合、薬剤師国保組合、建築国保組合、そして全国歯新潟県支部の四者が集い、新潟県国保組合協議会として、国保業務に係わる種々の連携をはじめ、前述の特定健康診査の実施や保健事業に係る様々な情報交換ならびに職員研修等の活動を行っております。

最後になりますが、新潟には、米、酒、鮭等、沢山の特産物があります。米と水の美味しい新潟にはたくさんの酒蔵があります。県外ではなかなか手に入らない銘酒を嗜みに是非一度新潟にお越しください。

新潟県支部長 松崎 正樹



＜新潟県支部役員名簿＞	
役 職	氏 名
支 部 長	松 崎 正 樹
副支部長	佐 藤 圭 一
常務理事	井 比 陽
常務理事	須 藤 亜希雄
監 事	松 川 公 敏
監 事	高 桑 雅 宣
支部顧問	今 井 博
支部顧問	五十嵐 治

岩手県支部

岩手県は本州の北東部に位置し、日本の中で広さは北海道に次ぐ面積で、日本面積の約4%を占めているといわれております。

豊かな自然に恵まれた広大な県土をもち、県内最高峰の南部富士「岩手山」を中心に山々が広がり、その山々に囲まれるように、盛岡市を中心とした周辺には「平泉文化」を代表とする歴史と文化を物語る史跡が各所に点在しております。平成23年には平泉の文化遺産が、平成27年には釜石市にある橋野高炉跡および関連遺跡が世界遺産リストに登録されました。

また、岩手県からは石川啄木、宮澤賢治、原敬、新渡戸稲造というような偉人を輩出しております。

さて、岩手県支部ですが、昭和37年5月1日に岩手県歯科医師国民健康保険組合を設立し、現在の全国歯科医師国民健康保険組合には設立6ヶ月後の昭和53年9月1日に加入いたしました。

平成30年3月1日現在、被保険者数は、1種組合員579名・家族954名、2種組合員51名・家族55名、3種組合員1,389名・家族203名、合計3,231名となっております。また、後期高齢者組合員として21名が加入されております。

当支部の事務所は、岩手県歯科医師会館内にあり、組織構成は支部長、副支部長2名、常務理事2名（内1名兼任）、理事2名、監事2名、職員2名となっており、佐藤支部長のもと支部の事業運営に取り組んでおります。

支部の保健事業としては、岩手県医師国保組合と地区医師会との連携・協力による集団健診の実施、人間ドックの健診施設との提携による割引、PETがん検診の医療機関との提携による割引、インフルエンザ予防接種への補助、健康診断助成金の支給、県歯野球大会への助成等を行っております。

末筆になりますが、平成23年の東日本大震災の際には、組合本部、各支部より多大なるご支援、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。震災後、7年経ちましたが、まだまだ復興の途中となっておりますので、今後とも末永くご支援賜りますようお願い申し上げます。

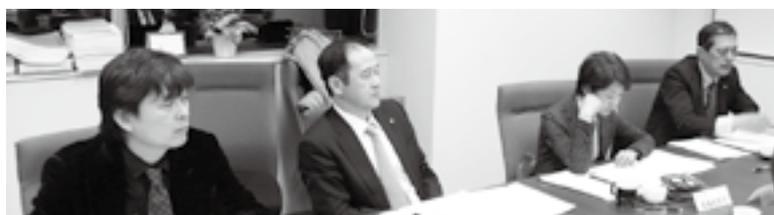
また、平成31年にはアジアで初めて開催されるラグビーワールドカップ日本大会において、東北で唯一、東日本大震災被災地で唯一、釜石市で試合が開催されますので、復興支援を兼ねて岩手県へ足をお運びいただければ幸いです。



(左から) 鈴木副支部長、
中屋敷副支部長兼支部常務理事



(左から) 前東支部監事、
安野支部監事



(左から) 工藤支部常務理事、大黒支部理事、巻藤支部理事、佐藤支部長

平成30年4月からの保険料について

平成30年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額、後期高齢者賦課額についてお知らせします。

1.基礎賦課額

- ・被保険者の医療給付費、保健事業費等の費用に充てるための保険料
- ・前期高齢者納付金の納付に充てるための保険料

平成30年度より、
医療法人の方の所得割
賦課額について、一部
改正になりました。

(1) 所得割賦課額（1種組合員及び後期高齢者組合員のうち対象者（※）に賦課）

①保険診療者

- ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- イ. 上限賦課額 月額 32,500円（年額 390,000円）
- ウ. 下限賦課額 月額 4月 1,900円、5月～3月 1,600円（年額 19,500円）
- エ. 医療法人（各医療機関ごと）月額 32,500円（年額 390,000円）
- オ. 医療法人（各医療機関ごと）が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができます。
- カ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に直近の確定申告書等医業収入がわかる書類を添付して支部に提出してください。ただし、変更申請は平成30年6月末迄とし、年1回とします。
- キ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除します。

※後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課します。算定方法については、一般の1種組合員と同じ方法になります。

②非保険診療者（矯正標榜者・医療法人を含む）

- ア. 月額32,500円（年額390,000円）
- イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます。
- ウ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に直近の確定申告書等医業収入がわかる書類を添付して支部に提出してください。ただし、変更申請は平成30年6月末迄とし、年1回とします。

(2) 均等割賦課額（1人月額）

1種組合員	8,600円	1種組合員家族	6,600円
2種組合員	16,500円	2種組合員家族	6,000円
3種組合員	9,000円	3種組合員家族	6,000円
後期高齢者組合員の家族	6,600円		

※基礎賦課額(均等割賦課額)には、前期高齢者納付金1人当たり2,491円が含まれます。

2.後期高齢者支援金等賦課額

- ・後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるための保険料
 - ・病床転換支援金の納付に要する費用に充てるための保険料
- 組合員及びその家族（1人月額）3,400円

3.介護納付金賦課額

- ・介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料
- 40歳以上65歳未満の者（1人月額）3,900円

4.後期高齢者賦課額

- ・後期高齢者医療制度の被保険者となった1種組合員の方で、引き続き組合員として残られた方
- 後期高齢者の組合員（1人月額）5,000円

◎保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親(離婚などにより一人で生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの方は後期高齢者支援金等賦課額を免除、基礎賦課額は2人目以降の方から免除します。

基礎賦課額(均等割賦課額)

(1人月額) 6,000円

後期高齢者支援金等賦課額

(1人月額) 3,400円

平成30年度は「国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査」が予定されています。

今年度は、全国歯に加入する組合員世帯の所得を調査します。この調査結果は国庫補助金を算定するための重要な資料となります。平成30年度中に「厚生労働省通知(実施要綱)」で定められた方法により抽出後、全国歯より該当された組合員へ所得調査のご案内をしますので、ご協力のほどお願いします。なお、調査対象は、平成29年の所得になります。

医療費控除に活用できます

医療費通知の送付のお知らせ

全国歯では年に6回、医療費通知を送付します。平成30年度の様式から、医療費通知が医療費控除を受ける際の添付書類として活用できるようになります。ただし、医療機関等から提出されたレセプトの被保険者証記号番号や生年月日に誤りがあるなどの修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。また医療費の領収書は税務署から提示または提出を求められる場合があります。5年間は保管する必要があります。

受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では把握しきれない部分について適正に医療機関から請求がされているか、ご自身でしっかりご確認ください。医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらお気軽に全国歯までご連絡ください。

【平成30年1月～12月受診に関する
医療費通知の送付について】

送付月	受診(施術)月
平成30年 6月	平成30年 1～2月受診分
平成30年 8月	平成30年 3～4月受診分
平成30年 10月	平成30年 5～6月受診分
平成30年 12月	平成30年 7～8月受診分
平成31年 2月	平成30年 9～10月受診分
平成31年 4月	平成30年 11～12月受診分

【注意事項】

医療費通知が確定申告期限までに通知されない平成30年11～12月受診分に関しては、領収書に基づき別途「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付する必要があります。

また医療費通知に記載の医療機関の名称が「〇〇県医療機関」等になっている場合は、領収書に基づき必要事項を補完記入して下さい。

現在のところ、医療費通知の再発行はシステム上不可能なため、ご注意ください。

平成30年度より窓口負担相当額が記載されるようになりました。

全国歯の保険給付・保健事業

保険給付割合

病気やけがなどで医師の診療を受けるときは、被保険者証を提示することで医療の給付を受けるところができます。

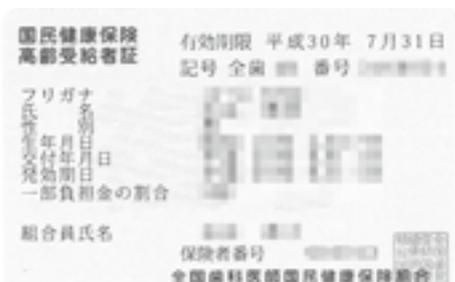
- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前のもの 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
 - ・現役並み所得者 7割
 - ・一般所得者 8割
 - ・一般所得者で昭和19年4月1日以前に生まれた方 9割

歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員とその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。またそれに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外です。ご注意ください。

平成30年8月1日からは紫色の高齢受給者証

70歳から74歳の方は、被保険者証とは別に高齢受給者証が交付されます。緑色の高齢受給者証は有効期限の平成30年7月31日までお使いいただけます。その後は必ず支部事務所までご返却をお願いします。平成30年8月1日からは、紫色の高齢受給者証が交付されます。



人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成30年7月31日の方は、更新手続きに必要な書類をご準備下さい。

●申請手続きに必要な書類●

□組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類

(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し



◆新しい高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。有効期限が切れた証は、支部事務所までご返却をお願いします。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき (※詳しくは★1)
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき (※詳しくは★2)
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき (※詳しくは★3) など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがをやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外療養費の支給には数ヶ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

★2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので十分ご注意ください。

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数ヶ月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使って整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となるはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事中や通勤途中の負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費制度の自己負担限度額高額

70歳未満

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%《多数該当：140,100円》
旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%《多数該当：93,000円》
旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%《多数該当：44,400円》
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円《多数該当：44,400円》
住民税非課税	35,400円《多数該当：24,600円》

70～74歳

平成29年8月～平成30年7月

区分	所得要件	限度額（世帯）	
		外来（個人）	
現役並み所得	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 《多数該当：44,400円》
一般	課税所得 145万円未満（※1）	14,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 《多数該当：44,400円》
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 （所得が一定以下）		15,000円



平成30年8月～

区分	所得要件	限度額（世帯）	
		外来（個人）	
現役並み所得	課税所得 690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 《多数該当：140,100円》	
	課税所得 380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 《多数該当：93,000円》	
	課税所得 145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 《多数該当：44,400円》	
一般	課税所得 145万円未満（※2）	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 《多数該当：44,400円》
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 （所得が一定以下）		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む

【注】

- ① 《 》内は、多数該当（過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合
 ② 75歳到達月における自己負担限度額の特例
 75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

介護合算療養費制度の算定基準額

70 歳未満

所得要件	限度額
旧ただし書き所得 901 万円超	2,120,000 円
旧ただし書き所得 600 万円超～901 万円以下	1,410,000 円
旧ただし書き所得 210 万円超～600 万円以下	670,000 円
旧ただし書き所得 210 万円以下	600,000 円
住民税非課税	340,000 円

70～74 歳

～平成 30 年 7 月

区分	所得要件	限度額（世帯）
現役並み所得	課税所得 145 万円以上	670,000 円
一般	課税所得 145 万円未満（※ 3）	560,000 円
低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000 円
低所得Ⅰ	住民税非課税 （所得が一定以下）	190,000 円（※ 2）



平成 30 年 8 月～

区分	所得要件	限度額（世帯）
現役並み所得	課税所得 690 万円以上	2,120,000 円
	課税所得 380 万円以上	1,410,000 円
	課税所得 145 万円以上	670,000 円
一般	課税所得 145 万円未満（※ 4）	560,000 円
低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000 円
低所得Ⅰ	住民税非課税 （所得が一定以下）	190,000 円（※ 2）

※3 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。また、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

◎国民健康保険限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満の方で医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された国民健康保険限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関に提示すると、1か月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。有効期限が平成30年7月31日の方は、更新手続きに必要な書類をご準備下さい。

●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
（例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し



その他の保険給付の支給申請

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって移送された場合に支給します。ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）

- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の子の死産・流産を含む）した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 420,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収証等の写し

全国歯では、産休・育休による保険料免除は実施していません。

他の制度の育児休業給付等については、厚生労働省のQ&A育児休業給付をご覧ください。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所にて支給の手続きを行ってください。

◆出産手当金の支給申請

平成30年度
新規事業

被保険者である組合員が出産したときは、組合員の申請により出産手当金を支給します。ただし支給期間は90日を限度とし、平成30年4月1日以降の産休に限りです。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員

【支給額】 1日につき、1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
 - 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
 - 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類
- ※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。異常分娩で入院された場合は、申請の際にご注意ください。

◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

【支給額】

1種組合員 4,000円
2種組合員 1,500円
3種組合員 1,500円 (入院1日につき)

●申請手続きに必要な書類●

傷病手当金支給申請書

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けたときに申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき、3,000円限度

※費用額が3,000円未満の場合は実費分を支給
※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から3,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着)

インフルエンザ予防接種補助金申請書

領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

(1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員

(2)(1)で対象になった1種組合員の配偶者（年齢問わず）

(3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、その費用の合計に対し）30,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着)

節目健診補助金支給申請書

対象となる健診の領収書

平成30年度
新規事業

がん検診のご案内

がん検診を行うことにより、がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制するために検診受診者に対して検診費用の一部を補助します。

【がん検診の種類】 それぞれ年1回受診

①胃がん検診1（胃内視鏡検査）または胃がん検診2（胃部エックス線検査）

②子宮頸がん検診（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）

③肺がん検診1（胸部エックス線検査）または肺がん検診2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）

④乳がん検査（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）

⑤大腸がん検査（便潜血検査）

【対象者】 【支給額】

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

がん検診補助金支給申請書

対象となる検診の領収書

※人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要

特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その

要因となっている生活習慣の改善に向けて保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

全国歯では40～74歳の被保険者を対象に特定健診を実施中です。対象者には平成30年4月に「受診券」を圧着はがきにてお送りしています。受診券を医療機関に持っていけば、受診は無料です。紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。受診期間は平成31年3月末日までです。

特定健診は集合契約している医療機関にて受診が可能です。詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご覧ください。お気軽に支部事務所にお問い合わせください。特定健診の結果から、メタボリックシンドロームの危険性が高いと判断された方に無料で特定保健指導を受けられる利用券を送付します。生活習慣病の予防に取り組んでください。

【特定健康診査内容】

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
	尿検査

前年度の受診結果により以下が追加されます。

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

※院長の皆さまへのお願い

歯科医院で実施する健康診断を受けられた従業員の方は、健診の結果から質問票（全国歯のホームページにてプリントアウトできます。）に回答いただき、全国歯がその質問票を受け取ると特定健診を受診したことになります。

医療費増加にストップをかけるために、国は特定健診・特定保健指導に力をいれ、特定健診・特定保健指導実施率により保険者が負担する後期高齢者支援金の額を加算・減算することになっています。保険者が負担する後期高齢者支援金が増額されると、組合員のみなさんに負担

いただく保険料の増額につながる可能性があります。

大変お手数をおかけしますが、特定健診・特定保健指導の受診、質問票の返送などご協力をお願いします。

仕事のストレス、人間関係の悩みについてカウンセラーに相談してみましょ

平成29年度5月からメンタルヘルスカウンセリングを始めました。心に悩みのある方、ストレスの解消法がわからず気持ちが沈んでいる方などは、経験豊富なカウンセラーと話をしてみましょう。あなたのお悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いをします。まずは、お気軽にお電話ください。

全国歯メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

また全国歯のホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

後期高齢者組合員保健事業のお知らせ

◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）を限度とします。

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2) (1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

全国歯では年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

組合への届出が必要なのは、こんなとき

◎交通事故や傷害事故にあったとき

交通事故や傷害事件による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 被保険者証再交付申請書
- 被保険者証返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

(株)シー・アイ・シー (クレジット系)

0120-810-414

全国銀行個人信用情報センター (銀行系)

0120-540-558

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居留地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証 (お持ちの方はその他の証も合わせて必要)
- 脱退届 (資格要件を満たしているが喪失するとき)

法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用する診療所の皆様へ 健康保険被保険者適用除外承認申請書の様式が変更となりました

平成30年3月5日から、年金事務所での「健康保険被保険者適用除外承認申請書」の様式が改正され、届出は3部複写から2部複写となり、被保険者適用除外承認証については別途送付されることとなります。なお、旧様式についても当分の間使用することができるとされています。

詳しくは支部事務所へお問い合わせください。

平成30年4月1日から靴型装具の療養費支給申請の添付書類が変わります。

平成30年4月1日から、国民健康保険の靴型装具の療養費支給申請に際して、当該装具の写真添付が必要となりますので、ご注意ください。

●靴型装具の療養費支給申請手続きに必要な書類●

- ・医師の診断書
- ・補装具の明細が記載されている領収書
- ・当該装具の写真 (現物が確認できるものであれば、印刷した画像等でも可)

【添付写真撮影の際の注意事項】

- 1.治療用装具の全体像が確認できる写真であること。
- 2.付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
- 3.中敷き等 (靴に挿入するタイプの装具) がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること。

仕事のストレス、 人間関係の悩み――

面接、Webでも
相談できます

まずは電話で相談してみませんか？

「こんなとき…」はお電話ください。



仕事でストレスがたまる



職場の人間関係で悩んでいる



育児・介護が辛い

近所づきあいで悩みがある

夫婦関係がうまくいかない

子どもとコミュニケーションがとれない

メンタルヘルス **無料** カウンセリング

プライバシーは
厳守されます。
安心してご相談
ください。

専用
ダイヤル

0120-926-189

携帯・PHSからもご利用できます。

ご利用者
被保険者

音声ガイドに従って
サービス番号を選択

② 面接カウンセリングの予約

③ 電話カウンセリング

④ 電話カウンセリングの予約

※プッシュ回線でない方は、右のサービス番号の前に*印ボタンを押してください。黒電話などの場合は最後に各サービスの直通電話番号をお知らせしますので、おかけ直してください。



Webカウンセリング <https://www.mh-c.jp/>

上記URLへアクセスし、「926189」を入力しログイン。

音声ガイドに従ってご希望のサービス番号をプッシュしてください。

サービス
番号
②

面接による

メンタルヘルスカウンセリングの予約窓口

予約受付

月～土曜日 10:00～20:00
(日曜・祝日・年末年始は休み)

面接は1人5回まで無料。6回目からは有料となります。

東京カウンセリングセンター、もしくは全国主要都市のカウンセリングルームで、「臨床心理士」の資格を有するカウンセラーが対応します。お近くのカウンセリングルームは、下の一覧からご確認ください。

カウンセリングルーム一覧

<http://www.tcchp.com/map.html>サービス
番号
③

気軽に使える

電話でのカウンセリング

相談時間

月～土曜日 10:00～22:00
(日曜・祝日・年末年始は休み)

1日1回20分程度となります。

相談は無料です！

電話カウンセリングは、相談料・通話料ともかかりません。面接カウンセリングも、年度中1人5回まで無料です(6回目から有料)。

※電話相談は1日1回20分程度、面接は1回50分程度が目安です。

サービス
番号
④

相談時間を事前に指定できる

電話カウンセリングの予約窓口

予約受付

月～土曜日 10:00～18:00
(日曜・祝日・年末年始は休み)

●**免責事項** 本サービスは利用される方に適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、当社および当社が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、同社が提携するカウンセリング施設、ならびに関係するスタッフ(以上を総称して「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。



こころの悩みについて相談できます

ウェブそうだん

こころのWeb相談

<http://www.mh-c.jp/>

「仕事・職場での悩み」「家庭・地域での悩み」「心理的・精神的な悩み」などについて相談できます。日曜日・祝日・年末年始を除く、3営業日以内に臨床心理士が回答いたします。

◆プライバシーは厳守されます

プライバシー保護のため、サービスは外部へ委託して運営しています。個々人の相談の有無・内容等が当組合や勤務先に伝わることはありません(個人を特定できない、統計的な月次データで報告されます)

※面接の予約やご相談に関連上、年齢・都道府県名・相談者と相談対象者の続柄等をうかがう場合がありますが、プライバシーは厳守されます。



ここに「926189」を入力してログイン



特定健診の 受診について

特定健診対象者(40～74歳)のみなさまへ

当組合では、集合契約により全国の医療機関等と契約しておりますので、お近くの医療機関等に「集合契約」に参加されているかご確認のうえ、ぜひ受診して下さい。なお、受診期間は来年の3月末日まで受診できます。受診料は無料です。

■特定健診の流れ

①受診券(ハガキ)が届く(4月)

特定健診を受診するには「受診券」が必要です。記載内容等必ず確認して下さい。



②受診場所

◎医師会等の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

◎日本人間ドック学会／日本病院会、全日本病院協会の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

受診される医療機関等が集合契約に参加しているかについては直接お問い合わせいただくか、当国保組合ホームページをご活用下さい。

<http://www.zensikokuho.or.jp>

③受診

受診当日は「受診券」「被保険者証」「質問票」を持参のうえ受診して下さい。医療機関等からの注意事項(食事の摂取等)をお守り下さい。

受診料は無料です。

※特定健診の基本項目及び昨年度の健診結果等の基準に該当し、医師が必要と判断して実施する詳細項目以外は自己負担となりますのでご注意下さい。

④結果

健診を受診した医療機関等から健診結果を受け取ります。ご自身の健康管理にお役立て下さい。

⑤特定保健指導のご案内

特定健診を受診された方へは、全員に健康維持に関する小冊子をお送りしております。また、生活習慣病のリスクが高いと判断された方には「特定保健指導のご案内」と「利用券」をお送りしますので、生活習慣病の予防、改善に役立つ支援を受けて下さい。

利用料は無料です。

◎留意事項◎

皆様の健診結果は、当国保組合がとりまとめ特定保健指導等対象者の選定等に利用させていただきます。あらかじめご了承願います。なお、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および当国保組合のプライバシーポリシーを厳守いたします。

質問票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏名	
生年月日	
記入日	

※各自ご記入下さい

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無※①	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(180ml)の目安：ビール500ml、焼酎(25度)110ml、ウィスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

※①医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	山梨県支部	055-252-6481	青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110	富山県支部	076-432-9666	滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495	岡山県支部	086-224-7777	山口県支部	083-928-8020
島根県支部	0852-24-2757	鳥取県支部	0857-23-2621	香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977	高知県支部	088-823-7369	新潟県支部	025-283-3030
岩手県支部	019-623-1571	石川県支部	076-251-1011	長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108	沖縄県支部	098-996-3571		

全国歯科医師国民健康保険組合のホームページ (<http://www.zensikokuho.or.jp>) にも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご利用ください。

◆組合員専用ページのパスワード：648077◆

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818
発行人 三塚 憲二
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>
写真 登山家憧れの聖地・スイス モンブラン
撮影者 Y. S.

全国歯報 No82 2018年4月号